

○芽室町総合計画の策定と運用に関する条例

平成27年12月28日条例第54号

芽室町総合計画の策定と運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定と運用に関する基本的な事項を定めることにより、町が進める政策、施策及び事業（以下「政策等」といいます。）の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

(用語の意味)

第2条 この条例においての用語の意味は、芽室町自治基本条例（平成19年条例第3号）に準じます。

(総合計画の名称)

第3条 総合計画の名称は、「第 期芽室町総合計画 年度～ 年度」とします。

(総合計画の体系)

第4条 総合計画は、町民が容易に理解できるものとするため、町が進める政策等を分かりやすく体系化します。

(総合計画の構成)

第5条 総合計画は、基本構想、実施計画及び実行計画で構成し、基本構想及び実施計画については議会の議決対象とします。

(基本構想)

第6条 基本構想は、原則8年とし、町政運営の理念、基本的な政策の方向性その他総合計画の推進に当たっての必要な事項を定め、当該総合計画の策定及び運用の指針とします。

(実施計画)

第7条 実施計画は、原則前期4年の前期実施計画及び後期4年の後期実施計画により構成し、前期実施計画期間中の4年目に、議会の議決を経て後期実施計画を策定します。

2 実施計画は、基本構想に示した将来像、政策等に基づき、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めるものとします。

(実行計画)

第8条 実行計画は、実施計画で定められた施策の適切な進行管理に必要な向こう3年間の具体的な事業内容を定める進行管理計画とし、公表するものとします。

(基本構想及び実施計画の策定手順)

第9条 町長等は、基本構想及び実施計画の策定に当たっては、その過程を明らかにするとともに、町民の意見を反映させるため、意見交換会、アンケート調査、まちづくり意見募集等により広く町民の参加機会を保障します。

2 基本構想及び実施計画は、政策等の実効性の確保のため、芽室町中期財政計画等との整合性に留意して策定します。

3 町長は、多様な方法で町民の参加を推進するとともに、職員の参加等を踏まえて基本構想及び実施計画原案（以下「計画原案」といいます。）を作成し、芽室町総合計画審議会（以下「審議会」といいます。）に諮問します。

4 審議会は、町長から諮問された計画原案について、町民の視点から慎重かつ活発な審議を行い、町長に答申します。

5 町長は、審議会からの答申を尊重して基本構想及び実施計画案を策定し、議会に提案します。

6 町長等は、第3項に定める町民の参加を効果的に推進するため、基本構想及び実施計画の策定及び推進に当たって討議すべき課題及び論点を整理した文書、その他必要な情報を作成し、町民に提供します。

7 町民は、前項に規定する情報の作成及び提供に関して、意見を述べることができます。

（総合計画の見直し）

第10条 町長は、政策等の追加、変更又は廃止の必要が生じたときは、議会の議決を経て、基本構想及び実施計画を見直すことができます。

2 町長は、前項の規定による見直しを行うに当たって、広く町民の意見を反映する必要があるときは、可能な限り町民の参加機会を提供します。

（総合計画と予算の原則）

第11条 町が進める政策等は、総合計画に基づき予算化することを原則とします。

（各政策分野の基本的な計画）

第12条 芽室町議会基本条例（平成25年条例第27号）第14条に規定する議会の議決事項とする計画を含めて、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定は、総合計画との関係を明らかにするとともに、十分な調整のもとに行います。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行します。

（経過措置）

2 この条例の施行の日において、既に策定されている総合計画については、この条例の規定は適用せず、なお従前の例によります。